

書 評

鯖田豊之著

『封建支配の成立と村落共同体』

増田四郎

いまから八年ほど前、私は「中世村落研究の問題点」(拙著『西洋経済史概論』に附論として収録)と題する一文を発表して、中世経済史家のあいだであまりにもグルントヘルシャフト(土地領主制または荘園制)偏重の傾きがつよいこと、ひいては農民集落の具体的な在り方やその変容過程についての反省が足りないことに、大きな疑問を感じる旨を表明したことがある。それがきっかけとなったわけではなからうが、とにかくわが国の学界でも、大体そのころから今日までのあいだに、グルントヘルシャフトと並んで、集落(ジードルンク)の在り方やその形態が検討され、村落史および封建支配の基礎構造の研究が一段の進歩をしめして来たことは事実である。

この間発表された論文の数はきわめて多く、またその関心も多方面にわたっているが、しかしさしあたっての問題点を整理してみると、私は大きくわけてつぎの二点にしぼれるのではないかと考える。

すなわちその第一は、封建社会の細胞または基本的下部構造

あるいは基底を、何にもとめるかということである。この問題については、あるものは古典荘園であると考へ、他のものは村落団体であるといい、さらに他のものはそれらの上にのぞむ一円的な地域支配圏ともいうべき城主制またはバン領主制であると考へ、またあるものは中世独特の「貴族支配制」(アーデルスヘルシャフト)であると主張する。いうまでもなくこうした諸論は、それぞれそのねらいを異にするものであるが、いずれにしてもまずもって「細胞」とか「基本的下部構造」とか「基底」ということばの意味を、どう解するかが問われなければならない。のみならず、上記諸基底のいずれを重視するかに応じて、「封建制」そのものの成立の時期が、いわば論理的にきまつて来るといふ厄介な問題をふくんでいるのである。

第二は、第一の問題の具体的内容、つまり封建的な支配のよつて立つ根拠の重要な一面である農民集落の在り方をめぐつての論争である。すなわち法制史や経済史の従来の教科書で、あたかも自明のことのように説かれているあの三圃農法をとる中世村落、いかえれば耕地混在・耕作強制・輪作などの規制をともなう集村(ゲワンドルフ)なるものは、決してそれほど普遍的にして自明かつ始原的な集落形態であったのではなく、むしろ歴史のある時期に、ある特定の地域に形成されたものではなかったか、という問題である。事実、西ヨーロッパ全域をみわたすと、集村形態をとらぬ散居制(アインツエルホーフ)や小村(ワイラー、ハムレット)形態のジードルンクもきわめて広範囲に存在しており、すでに十八、九世紀の学者によ

ってもそのことが指摘されていたのであるが、どうしたわけか中世史の研究では、三圃農法をとる集村の特色だけを強調し、他の形態の集落にのぞむ封建支配の仕方についての考察は、等閑視される傾きがよかつた。ところがようやく最近にいたり、集落形態の相違に依じての封建支配の仕方や、そこに生活していた農民意識のちがいが注目され、とりわけ、三圃農法をとる集村は、いつ、どこで、どのような経過を経て形成されたのかという問題が、いろいろの方面から、補助学を援用しつつ追求されることとなつたのである。

以上の二点が、さしあたり初期中世史研究のわれわれの問題点なのであるが、これによつても明らかになように、集村化の時期の確定ということが、直接あるいは間接に、上記第一の法制史の問題、特に封建制の成立期をどの時点に求めるかという問題とからみあうであろうことが予想されるであろう。このたび公刊された鮎田氏の著作も、最近フランス学界の精緻な個別研究に依りつつ、まさに上述のような学界論議の中心テーマに正面からとり組んだ野心的な労作である。のみならずその問題提起や行論の過程、特にその結論の個所では、しばしば私の所論（その多くは拙著『西洋封建社会成立期の研究』所収の論文）を反駁する立場をとっているため、私としても本書の批評をおこなう義務があるわけで、書評を兼ねて、私なりの所感の一端を述べてみたい。

まず本書の第一編「封建社会期村落研究の前提」（一三一—〇一頁）は、著者による封建社会研究の問題所在の指摘にはじ

まり、フランス村落の現状から出発して、集落形態の分布状況を大観し、フランスの村落、つまりコミュニヌの「安定性」の歴史的な由来を説いて、歴史と現状とのつながりを強調し、あわせてフランスおよびドイツにおける村落史研究の近時の動向を概観して、ダンネンパウアーや私の、いわゆる「七、八世紀集村成立説」（これは鮎田氏が自説と区別するために私たちの所論に名づけられた名称であつて、私が特にこのような新説を主張しようとしたのでないことは、前掲の私の論文集および最近発表した論文「フランク時代における都市および農村の変容」・「経済学研究」六号所収・を一読すれば明瞭である）を反駁し、もつてみずから「十一、二世紀集村成立説」をとなえて、その現象とバン領主制の成立ないし確立をからみあわせ、真の封建社会はこの段階にいたつてはじめて成立したことを見通そうとするものである。

従つて本書全体の所論のあらまは、ほとんどこの第一編の叙述に暗示され、総括されているといつてもよいが、そのことの精密な論証の役割をもつのが、ドュビイの新研究『マコネ地方における十一、二世紀の社会』（一九五三年刊）をはじめ、多くの原史料を駆使して成つた第二編「封建支配の成立と村落共同体——マコネ地方の場合」（一〇三—二四二頁）と、デレアージュの研究『十一世紀初頭までのブルゴーニュの農村生活』（一九四二—三年刊）その他に依つた第三編「封建支配の成立と村落共同体——デージュネ地方の場合」（二四三—四一七頁）の二つの雄編である。そして最後に第四編「封建社会期

村落研究の今後の問題」(四一九―四三〇頁)を附して、第二、第三編で得られた結論をもう一度簡単に概括し、一面で個別地域史研究からの結論を性急に一般化することの危険を認めながらも、他面、一般化の可能性をかなり確信的に述べて、この叙述をおわっている。それゆえ歴史研究の興味と複雑な史実を具體的に知る関心からするならば、いうまでもなく第二、第三の両編が本書の中心部分をなしているといえるが、著者の問題のたてかたや構想を全面的にうかがうためには、まず第一編と第四編を読めばその大様がわかるといふ仕組みになっている。

さて、本書全体の問題提起の仕方について注目すべきことは、著者がこのような歴史の研究に際し、何よりも地理的な現状からその論をすすめている点である。このことは、わが国での西洋経済史研究が、ややもすれば地理的な諸条件を無視して単に理論的になされていることに対する警告でもあろうが、しかしそれだからといって、この程度の歴史地理学的な操作が、そのまま著者が強調する歴史研究における現代的関心につながる所以であるといいきることは、あまりにも安易な考え方ではなからうか。われわれの封建社会の研究は、何もそのような意味での現代的関心だけでおこなわれているのではない。この点で、著者が本書の冒頭、最近わが国歴史学界の一部でいわれているいわゆる「封建社会研究縮小論」(この表現は、ずいぶん奇妙な表現である)に対してなされた批判は、私の考えでは、まったくあたっていない。

つぎに疑問に思ふのは、フランスにおけるコミュニューヌの安定

性という問題を、一足飛びに十一、二世紀の中世村落に結びつけて説明しようという考え方についてである。これは著者のいう「現代的関心」からの帰結であるかも知れないけれども、もしそうであるとするならば、ドイツやイギリスの中世村落との比較が必要となるであろうし、とりわけ十四、五世紀から十七、八世紀にかけての各国農村近代化の相違――フランスの場合には特にあふ分益小作制の普及といった特殊事情――ということも、この問題との関連で充分考慮されなければならぬ。中世後期から近世にかけての社会経済の構造的変遷を問うことなしにいきなり十一、二世紀に焦点をしばることは、却って「現代的関心」をそらしてしまう危険があるのではなからうか。

しかしそれにもかかわらず、私は著者の徹底した実証的操作に対してだけは、ここからの敬意を表するものである。というわけは、いままでわが国の学界に紹介論述された中世村落史の研究で、これほど具体的にある特定地域の個別研究を綜括した事例は、きわめて稀れであったからである。その点、史料の絶対的不足という理由もあって、私の発表した研究などは、断片的史料のよせあつめであり、種々の補助学を援用しての推論の部分がかなり多いことを、率直に認めなければならぬ。

このように本書、特にその第二、第三の両編は、きわめて実証度の高い専門研究であるが、しかしそこから得られた著者の結論なり、構想なりについては、残念ながらもなお多くの疑義がふくまれている。そのいちいちについて細部までたしあつた論評をくだすことはここではさしひかえらるとして、さしあつて

の基本的な疑問をとりあげてみると、その一つは、いわゆる集村化の時期についての著者の主張であり、いま一つは、バン領主制と集村化との関連についての著者の構想である。

すなわち鯖田氏は、マコネ、ディジョネ両地域の個別研究からの結論を理由に、かなり確信的な表現をもって、私やダンネンバウアーのいわゆる七、八世紀集村化説は、積極的な証拠に乏しい誤った見解であり、集村化という現象の意味づけが不充分だと主張している。しかし私たちの主張に対する鯖田氏の理解の仕方の誤解については、私は別の機会に述べて置いたから（前掲拙稿「フランク時代における都市および農村の変容」参照）、ここでは繰り返ささないが、ダンネンバウアーにしても私にしても、さきにも触れたように、「七、八世紀集村化説」というような新説をたてたのではない。私がいいたかったのは、諸種の断片史料や補助学の成果に照して、集村化現象は、ある特定の条件にめぐまれた特定地域——セーヌ、マース、モーセルの諸流域からシュワールベンにかけての地域——に、七、八世紀のころから先駆的にはじまり、十二、三世紀にいたるまで、きわめて徐々に普及していったものだというものであり、その起点として、七、八世紀のその地域の特殊事情を特に重視したいということであった。それゆえ、鯖田氏の考証の結果、マコネやディジョネ地方の集村化が十一、二世紀のことであったことがわかって、私たちの所論には一向さしつかえないのであって、これらの諸地域が、集村地帯のいわばまったくの辺境であった事実からしても、むしろ当然の結果といふべきであ

る。このことは、半世紀以上も昔に作製されたオットー・シュリーターの集落分布の地図——それによると、マコネ地方は散居制または小村（アモー）地帯となっており、ディジョネ地方は集村地帯のぎりぎりの辺境となっている——をみてもきわめて自明であり、あの著名なマルク・ブロックの著書『フランク農村史の基本性格』に照してもあきらかである。また鯖田氏は、集村化以前の集落がアモーと呼ばれるルーズな小規模なジードルンクであったことを重視しているが、これもこの地方としては当然のことであり、そのことを、私たちがゲルマン民族の古い集落——ドルッペルとかエッシェドルフといわれるもの——からの集村化を考えようとしていることと同次元の問題として扱おうとされているようであるが、これは基本的に性格のちがった問題である。この点、今後とも誤解のないように、特に強調して置きたい。

つぎに鯖田氏は、集村化とバン領主制との関連をくりかえし主張されているが、これについては、なぜ村落形態の変容とバン領主制とがそれほど深い関係のものとして把握されなければならぬのかの法制的な論拠があきらかでない。神の平和運動を媒介として、バン領主制の成立を説かれる主旨は傾聴にたいするが、バン領主制成立の問題は、そのほかに、九世紀末より十世紀にかけての内憂外患の政治状況、並びにイムニテート、フォークタイ、裁判権、ブルク領主制など、すぐれて法制的な諸問題との関連で解明されるべきであり、集村化がそれと必然的な関係をもつかどうかは疑わしい。ましてやこうした法

制史の諸問題を飛びこして、村落共同体と都市共同体の成立をも集村化の動向と結びつけて論じようとされる見通しに対しては、一層多くの疑問を抱かざるをえない。著者は時々慎重に、この研究はマコネとディジョネの両地方の事実に限った研究であることわりながら、立論の随所でこれを一般化しようような「主張」をなし、さらに所論を發展させて、「真の封建領主はバン領主であり、封建社会の細胞はいくつもの村落共同体の集合体たるバン領主支配領域であることを、あらためて確認」しなければならぬと断言されるにいたっては、読者はなおさらその飛躍と一般化におどろかされる。

そもそも「真の封建領主」とは何か、「真の封建制」とは何か、という問題は、レーン制とフューダリズムの関係、カロリング王朝期の社会法制全般の位置づけ、十一、二世紀における王権と貴族および教会との関係など、非常に広範囲な諸事象の吟味・考証を俟って議論さるべき重要な課題である。ところがそれを「十一、二世紀集村化説」という一点にあらゆる問題を関連づけて、いわば一挙に解決されうるとなす構想には、私は到底首肯できない。従ってまた著者が到達された、(一)十世紀以前—前封建制—カロリナー遺制期—小規模ヴィラの分立、(二)十一世紀—十二世紀前半—封建制—バン領主独立期—村落共同体の成立、(三)十二世紀後半—十三世紀—封建王政—王権の進出—村落共同体の確立、というシェーマも、新しい見方の一面をしめしているとはいえないもの、集村化現象とバン領主権成立との関係を特に重視しようとしぬ私にとっては

さほど納得のいく結論ではない。なぜなら著者みずから名づけた「十一、二世紀集村化説」という前提は、私には一般的前提とはならない辺境現象に過ぎないと思われるからである。

以上私は、著者が私に向けられた批判や反駁の個所に重点を置きつつ、本書のあらましを紹介し、その構想に対する私自身の考えを述べた。そしてそれが必ずしも私に納得のいくものでないことを明らかにしたが、しかし、マコネとディジョネの両地方の考証に関する限り、本書がきわめて高い価値をもっていることは否定できない。それはしいていえば、集村地帯と小村(アモール)地帯との接触する地域が、歴史具体的にどのように変化するかを、最も詳細に例示したのだからである。従って、著者のごとき見通しが正しいか、それともダンネンパウアーや私のいうごとき見解が正しいかの判定は、実は各地域の個別の実証研究の集積をまわって、より正確に、よりきまこまかに総括したのちに下さるべきである。ましてや「真の封建制」は何かといった重要な問題への解答は、一つは問題のたてかたについて、いま一つは政治・法制・経済・文化の諸方面にわたる史実の総合的理解について、一層の工夫がほどこされた後になさるべきであり、その意味でも学界の論争と協力が望ましい。なにぶんにも初期中世史研究におけるきわめて重要な基本問題をあつかつた書物であるため、著者への非礼をも顧みず、私の所感の一端を率直に述べて、書評に代える次第である。

(A5判・四三七頁、未来社刊、一、四〇〇円)
(一橋大学教授)